

会津美里町公告第27号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び会津美里町財務規則(平成17年会津美里町規則第43号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和6年5月20日

会津美里町長 杉山 純一

1	工事番号	総工第2号
2	工事名	耐震性貯水槽設置工事(東尾岐) 【電子入札、電子契約及び週休2日工事対象案件】
3	工事場所	大沼郡会津美里町東尾岐字村中丙地内
4	指定工種	土木一式工事
5	工事の概要	二次製品耐震性貯水槽の設置 40m ³ 1基
6	工期	契約日の翌日から令和6年10月31日まで
7	予定価格	事後公表
8	最低制限価格	変動型最低制限価格制度を採用し、最低制限価格算定基礎額に「ランダム係数(会津美里町電子入札システムにより自動設定)」を乗じ、最低制限価格を設定する。この場合において、入札金額が最低制限価格を下回る入札は、失格とする。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加させないものとする。
9	入札参加資格要件	
	①	会津美里町令和5・6年度工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。 ※当該登録は、電子入札に参加する場合にも必要となります。
	②	登録内容
	③	所在地区分
	④	建設業の許可
	⑤	技術者の配置
	⑥	資格点数
	⑦	
	⑧	
	⑨	
	⑩	
⑪		
10	設計図書の閲覧	
	①	閲覧場所
11	設計図書等に対する質問	
	①	質問方法
	②	質問書送付先
	③	質問期限
11	④	質問に対する回答方法

12	入札方法	
	①	入札方法
		電子入札 ※電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要です。一度登録がなされていれば、ICカードの変更等がない限りこの登録手続は不要です。 会津美里町電子入札システム(アドレス) https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Accepter/ebidmlit/jsp/common/dummy.jsp?name1=0660060006E00640
	②	提出書類
13	開札日時等	
	①	開札日時
	②	開札場所
14	入札回数	
15	入札の無効	①町の入札参加資格に必要な資格のない者がした入札
		②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
		③会津美里町電子入札実施要綱第20条各号に該当する入札
		④会津美里町資本関係又は人的関係のある事業者の同一入札参加制限運用基準に該当する者がした入札
		⑤その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札
16	落札候補者の決定	
17	入札参加資格要件の審査に関する事項	
	①	入札終了後、資格審査の対象となった落札候補者に審査関係書類(制限付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第7号)及びその他必要な書類)の提出について、会津美里町電子入札システムより通知する。落札候補者は、通知のあった日を含む2日以内に当該書類を会津美里町電子入札システムにより提出すること。なお、落札候補者が、当該方法により提出期限までに当該書類を提出しなかった場合は、当該入札は無効となるので注意すること。
	②	提出書類
18	③	提出方法
	落札者の決定	

19	再度入札	初回の入札で落札候補者がいないときは、再度の入札を行う。ただし、初回の入札において最低制限価格を下回る価格の入札者及び無効の入札をした入札者は、再度の入札に参加できないものとする。
20	入札保証金	会津美里町財務規則第115条第1項第2号の規定により免除
21	契約事項	契約については、会津美里町財務規則及び会津美里町工事請負契約約款に基づき契約締結する。 なお、当該工事については電子契約の対象であり、落札候補者が電子契約による契約締結を希望する場合は、17「入札参加資格要件の審査に関する事項」により提出する書類と併せて、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を提出すること。
22	契約保証金	契約を締結しようとする者は、会津美里町財務規則第97条の規定により、請負代金若しくは契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を現金で納付、契約保証金に代わる担保として有価証券、債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は町長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、保証事業会社の電子保証による場合は、書面の証書の提出に代えて、電子証書を閲覧するために用いる保証事業会社から通知される「電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ」を電子メールの方法により提出すること。 次の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。 ①この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合 ②この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合 ③会津美里町財務規則第99条第1項第4号の規定に該当する場合 ④請負金額が300万円未満の工事請負契約である場合
23	その他	①会津美里町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年会津美里町条例第52号)第2条の規定に該当する契約については、仮契約を締結した後、会津美里町議会の議決を得たときに本契約として成立するものとする。なお、契約が成立しなかった、又は締結されなかったことによる損害については、会津美里町は、これを一切賠償しない。 ②契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、コリンズ登録をすること。 ③本公告に係る様式等については会津美里町電子入札システム(入札情報公開システム)で閲覧及びダウンロードが可能である。 ④会津美里町電子入札実施要綱第26条第1項の規定に該当する場合、その他入札を執行できない事由が生じたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。 ⑤会津美里町電子入札実施要綱及び本公告に係る事項を熟知のうえ、入札に参加すること。 ⑥本工事は、週休2日制工事の対象工事であり、受注者は、会津美里町週休2日制工事实施要綱に定める事項について遵守しなければならない。なお、本工事の発注方式は「受注者希望型」とする。